

教育予算の確保と充実を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要であり、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっている。

35人学級について、昨年「義務教育法」が改正され小学校1学年の基礎定数化がはかられたものの、今年度小学校2学年については加配措置に留まっている。「義務標準法」改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定することの検討とその結果に基づき法制上を含めた措置を講ずること、その措置を講じる際には、必要な安定した財源の確保に努めることが明記されている。

一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中学校の望ましい学級規模」として26人～30人を上げている。少人数教育は、保護者や子どもたちからも歓迎され、教育効果も上がっている。より充実した教育の実現のためには、小学校2年生以上の学級編成標準改定を早期に実現し少人数学級を推進することが必要である。

義務教育費国庫負担金の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫し、自治体において教育予算の確保が困難となっている。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならない。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。国全体として、教育予算の確保・充実を図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 6月15日

福岡県糸島市議会